

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 28 日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長

「職場のハラスメント撲滅月間」の実施について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働行政の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場におけるハラスメントについては、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されたところですが、令和4年度のパワーハラスメントに関する労働局への相談件数は5万件を超える等増加傾向にあり、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策等を総合的に推進し、ハラスメントに関して広く社会一般に周知するとともに関係法令の履行確保を図る必要があります。

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間（以下「月間」という。）」と定め、集中的な広報を実施します。

つきましては、別添のとおり関係資料をお送りいたしますので、貴団体所属会員への周知方に御協力いただきたくよろしくお願いいたします。

(別添)

- | | |
|----------------------|----|
| ・ハラスメント撲滅月間周知用リーフレット | 1部 |
| ・職場のハラスメント対策リーフレット | 1部 |
| ・「STOPハラスメント！」リーフレット | 1部 |

問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室 担当 水谷 TEL 059-226-2318